

(別紙) 乙事件事実経過

年月日	認 定 事 実
R5.3下旬頃	被告が、楽天市場、ヤフーショッピング及び被告自社サイトにおいて被告製品の販売開始（前提事実(5)）
R5.5.16	被告が、アマゾンサイトにおいて被告製品の販売開始（前提事実(5)）
R5.7.27頃 ～R5.8.21	原告は、被告製品を購入した上、R5.7.27頃、測定機器により動作波形を測定し、被告製品動作波形図面のとおりの測定結果を得た。その後、被告製品を追加で4製品（合計で適応車種が異なる5製品）購入し、3通りの車両速度（10km/h、50km/h、100km/h）をシミュレートして各動作波形を測定し、おおむね被告製品動作波形図面と同様の測定結果を得た。そして、これらの検証結果を踏まえて、弁理士に鑑定を依頼した。上記の検証については、原告において、被告製品の動作プログラムを読み出すことができないことから、動作波形を観測することによって以下の点を確認したと説明されている。（乙8、16、弁論の全趣旨） ・被告製品動作波形図面における上段の被告製品からカーナビへの車両車速信号の出力波形によれば、一定の時間、H i - L o の振幅を備えるパルスの、車両が走行中であることを示す車両走行信号が送信されず、ほぼ一定レベルの信号となっている。すなわち、カーナビにおいて車両が停止していることを示している。一方で同じ時間において、車両から被告製品へは、H i - L o の振幅を備えるパルスの、走行中を示す車両車速信号が送信されている。一定の時間経過後、被告製品では、時間軸方向の密度が高められたH i - L o の振幅を備えるパルスの、走行中であることを示す車両車速信号がカーナビに対して出力されている。車両車速信号のパルス幅が狭く密度が高くなっているのは、一定の時間送信しなかった信号を蓄積しておいて時間軸方向に圧縮する演算を行っていることを示している。 ・測定によって、構成要件Dの「車両からカーナビゲーションに向けて送信される車両情報をいったん受け取る情報入力手段」及び同Gの「車両情報をカーナビゲーションへ送信する情報送信手段」を備えていることを確認した。 ・測定によって、構成要件Eの「車両情報をカーナビゲーションに送信せず」の時間（T 1（n）期間）を有していることを確認した。 ・測定によって、構成要件Gの「一定期間後、圧縮車両情報をカーナビゲーションへ送信する」期間（T 2（n）期間）を有していることを確認した。すなわち、当該期間が構成要件Fの「単位時間」であることを認識した。 ・測定によって、T 2（n - 1）+ T 1（n）期間に車両から送信されるパルス数と、T 2（n）期間にカーナビに送信されるパルス数が同等であることを確認した。 ・上記により、T 2（n - 1）+ T 1（n）期間に車両から送信されるパルスが、T 2（n）期間に圧縮されていることを認識した。 ・以上より、被告製品が、「車両情報をカーナビゲーションに一定期間送信せず記憶しておき、前記一定期間分の前記車両情報をまとめて、予め定められた単位時間に圧縮した圧縮車両情報に演算していること」を確認し、本件発明の構成要件を全て充足していることを認定した。
R5.8.22	原告が、弁理士から鑑定書を受領。その後、アマゾンに対して本件権利侵害報告（被告個別製品の出品停止請求を含む。）を行った。（前提事実(6)、乙16）

R5.9.2頃	原告代理人からのR5.9.1付け警告書（甲１）が被告に到達 （内容） 原告は、被告製品が本件特許権を侵害するのではないかと疑いを抱き、原告代理人らにその鑑定を依頼したところ、原告代理人らは、被告製品が本件特許の請求項１の構成要件を充足するものであることを確認しました。よって、被告製品はいずれも本件特許権の技術的範囲に属し、被告がこれらを日本に輸入、販売等する行為は本件特許権の侵害となります。そこで、原告は、被告に対し、本書をもって次のとおり求めるものです。 ①被告製品の輸入、販売、自社及びＥＣサイトにおける展示等を即刻中止すること ②被告製品につき各商品別に、輸入販売の開始時期、輸入数量・販売数量・在庫数量を報告すること ③在庫数量につき原告立会いの下で廃棄すること 本警告状到着後２週間以内に上記の求めに対する被告の意向をご回答いただくよう要望します。なお、原告としては、本件紛争を円満かつ速やかに解決することを望んでおりますが、被告より誠意ある対応をいただけない場合は、遺憾ながら、特許権侵害として差止め及び損害賠償請求を含む法的措置を取らざるを得ませんので、ご承知おきください。
R5.9.7	本件権利侵害報告に基づき、アマゾンがアマゾンサイトにおける被告個別製品の出品停止（前提事実(6)）
R5.9.8頃	原告が楽天に対して本件権利侵害報告と同様の報告（前提事実(6)）
R5.9.12頃	被告代理人からのR5.9.11付け「ご連絡」（甲３。甲１の警告書に対するもの）が原告代理人に到達 （内容） 被告において本件特許権侵害の事実の有無につき調査を進めておりますが、現時点における調査結果によると、被告製品が本件特許権を侵害する事実はないものと考えております。 現在、原告のアマゾンに対する報告に基づき、アマゾンサイトにおける出品情報のうちの一部が取り消され、同商品を出品できないことによる損害が被告に生じております。権利侵害の事実が明らかでないにもかかわらずＥＣサイトに対して知的財産権を侵害している旨の報告をする行為は、不当に当該会社の販売を差し止めて損害を与え、あるいは虚偽の事実を告知して当該会社の信用を毀損する行為（不競法２条１項２１号）として、損害賠償責任をはじめとして法的責任が生じる可能性のある行為に当たります。原告におかれましては、直ちにＥＣサイトに対する権利侵害の報告等を取り下げられますようご忠告申し上げます。 なお、当方の調査が完了し次第、同調査結果を踏まえたしかるべき措置をとる予定ですので、念のため申し添えます。

R5.9.15頃	被告代理人のR5.9.14付け「ご連絡」（甲４）が原告代理人に到達 （内容） 現時点における暫定的な調査結果によると、被告製品は、車両からカーナビゲーションに向けて送信される「車速パルス信号」を受け取る構成を採用する点で、「車両からカーナビゲーションに向けて送信される車両情報をいったん受け取る情報入力手段」を備えており、また、受け取った車速パルス信号の精度を向上させる目的でフィルタリング処理を行う場合があるものの、基本的に車両情報はリアルタイムで処理する構成を採用するものであり、受け取った車両情報を「圧縮」する構成を採用していません。リアルタイムで処理するということは、当然に「前記車両情報をカーナビゲーションに一定期間送信せず記憶しておく情報記憶手段」、「前記一定期間分の前記車両情報をまとめて、予め定められた単位時間に圧縮した圧縮車両情報に演算する演算手段」及び「前記一定期間後、前記圧縮車両情報をカーナビゲーションへ送信する情報送信手段」も存在しないことが明らかである点で、被告製品は、本件特許における請求項１の構成要件を全て充足するものではなく、請求項１に係る特許発明の技術的範囲に属するものではないものと考えております。 このことからしても、原告によるアマゾンに対する報告は不当に被告の販売を差し止めて損害を与え、あるいは虚偽の事実を告知して被告の信用を毀損する行為であることは明らかなです。反論がございましたら、甲１の警告書における「当職らは、被告製品が本件特許の請求項１の構成要件を充足するものであることを確認しました」との内容等を明確にした上で反論を明らかにしてください。
R5.9.23頃	原告代理人のR5.9.22付け「ご連絡」（甲５）が被告代理人に到達 （内容） ・・・原告は被告製品の現物を入手し、その作動状況をオシロスコープで観察し、動作波形も確認した上で、被告製品が本件発明の各構成要件を充足すると判断しているものです。被告代理人らにおかれても、実際に被告製品の作動状況を観察されれば、本件発明の構成要件を充足することは容易に判明することであり、被告代理人らの「各構成要件を充足しない」との主張は到底受け入れられません。 被告代理人らにて本件特許権侵害の事実を確認された上で、本件について話し合いによる解決に応じられるのであれば、その旨をご連絡ください。他方、本件特許権侵害の事実を争われるのであれば、当社としましては、先の警告書に記載したとおり、特許権侵害として差し及び損害賠償請求を含む法的措置を取らせていただきますので、ご承知ください。
R5.11.7	アマゾンサイトにおける被告個別製品の出品停止が解除（前提事実(6)）